

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第13号

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年四日市市規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（市長が定める図書）</u></p> <p><u>第2条の2 省令第1条第1項の市長が必要と認める図書は、別表第1の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。</u></p> <p><u>2 省令第1条第1項に規定する付近見取図は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。</u></p> <p><u>3 省令第1条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、別表第1の2の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。</u></p> <p><u>（軽微変更該当証明の交付申請）</u></p> <p><u>第2条の3 省令第11条の規定により軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める者は、軽微変更</u></p>	

該当証明申請書（第1号様式）の正本及び副本各1通に、それぞれ省令第1条第1項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による軽微変更該当証明の申請を受けた場合において、省令第3条に規定する軽微な変更
に該当していると認める場合は、軽微変更該当証明書（第1号様式の2）を
交付するものとする。

（取下げ）

第2条の4 法第12条第1項若しくは第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は省令第11条の規定により軽微な変更
に該当していることを証する書面の交付を求め
る申請を行った者が、当該提出又は申請に係る処分があるまでの間に当該提出又は申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第1号様式の3）
により、正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

（記載事項等の変更）

第2条の5 建築主は、省令第4条第1項第1号の規定による適合判定通知書
又は第2条の3第2項の規定による軽微変更該当証明書の交付を受けた建築物の工事が完了する前に、建築主の住
所又は氏名若しくは名称等を変更した

ときは、記載事項等変更届(第1号様式の4)により市長に届け出なければならぬ。

第2条の6 前3条の規定は、市長が法第15条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る判定の業務には適用しない。

(市長が定める図書)

第2条の7 省令第12条第1項の市長が必要と認める図書は、別表第1の3の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第12条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、別表第1の4の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

(市長が定める図書)

第4条 省令第23条第1項の市長が必要と認める図書は、別表第1の5の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第23条第1項に規定する付近見取図は、都市計画法第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。

3 省令第23条第3項に規定する市長

(市長が定める図書)

第4条 省令第1条第1項の市長が必要と認める図書は、別表第1の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第1条第1項に規定する付近見取図は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。

3 省令第1条第3項に規定する市長が

が不要と認める図書は、別表第2の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

(完了報告)

第5条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了したときは、速やかに、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了した旨の報告書（第1号様式の5）に次に掲げる図書及び書類を添えて、正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(工事を取りやめる旨の申出)

第6条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめる旨の申出書（第3号様式）に省令第25条第2項の通知書（法第31条第1項の認定を受けた場合にあつては、当該通知書及び省令第28条において準用する省令第25条第2項の通知書）を添えて、正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第8条 認定建築主は、省令第26条に規定する軽微な変更をしようとするとき

不要と認める図書は、別表第2の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

(完了報告)

第5条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了したときは、速やかに、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了した旨の報告書（第1号様式）に次に掲げる図書及び書類を添えて、正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(工事を取りやめる旨の申出)

第6条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめる旨の申出書（第3号様式）に省令第3条第2項の通知書（法第31条第1項の認定を受けた場合にあつては、当該通知書及び省令第6条において準用する省令第3条第2項の通知書）を添えて、正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第8条 認定建築主は、省令第4条に規定する軽微な変更をしようとするとき

きは、軽微な変更届（第5号様式）により、正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

（市長が定める図書）

第13条 省令第30条第1項の市長が必要と認める図書は、別表第3の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第30条第1項に規定する付近見取図は、都市計画法第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。

3 省令第30条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、別表第2の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

は、軽微な変更届（第5号様式）により、正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

（市長が定める図書）

第13条 省令第7条第1項の市長が必要と認める図書は、別表第3の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第7条第1項に規定する付近見取図は、都市計画法第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。

3 省令第7条第2項に規定する市長が不要と認める図書は、別表第2の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

改正後

別表第1（第2条の2関係）

区分	図書の種類
<u>建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物に住戸が含まれる場合であって、当該建築物が一般財団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく評価書の交付を受けた場合（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）</u>	<u>BELSに基づく評価書の写し</u>

改正前

(なし)

改正後

別表第1の2 (第2条の2関係)

区分	図書の種類
<u>別表第1の図書の種類に掲げるBELSに基づく評価書の写しを添付する場合</u>	<u>省令第1条第1項の表の(い)項に掲げる各種計算書(BELSに基づく評価書で評価を受けた住宅部分に限る。)</u>

改正前

(なし)

改正後

別表第1の3 (第2条の7関係)

区分	図書の種類
全ての届出	付近見取図(都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。)
<u>届出に係る建築物が一戸建て住宅の場合であつて、当該住宅が住宅品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合(建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。)</u>	<u>設計住宅性能評価書の写し</u>

届出に係る建築物が、BELSに基づく評価書の交付を受けた場合（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）	BELSに基づく評価書の写し
---	----------------

改正前
(なし)

改正後	
別表第1の4（第2条の7関係）	
区分	図書の種類
別表第1の3の図書の種類に掲げる設計住宅性能評価書の写しを添付する場合	各種計算書（建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容）
別表第1の3の図書の種類に掲げる第三者認証機関が交付した評価書の写しを添付する場合	各種計算書（建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容）

改正前
(なし)

改正後	
別表第1の5（第4条関係）	
区分	図書の種類
(略)	

<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第30条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）</p>	<p>設計住宅性能評価書の写し</p>
<p>(略)</p>	

<p>改正前</p>	
<p>別表第1（第4条関係）</p>	
<p>区分</p>	<p>図書の種類</p>
<p>(略)</p>	
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。） 第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第30条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）</p>	<p>設計住宅性能評価書の写し</p>
<p>(略)</p>	

<p>改正後</p>	
<p>別表第3（第13条関係）</p>	
<p>区分</p>	<p>図書の種類</p>
<p>(略)</p>	
<p>申請に係る建築物が、法第30条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）を受けた場合</p>	<p>性能向上計画認定に係る省令第25条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下単</p>

	に「検査済証」という。)の写し
(略)	

改正前	
別表第3 (第13条関係)	
区分	図書の種類
(略)	
申請に係る建築物が、法第30条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）を受けた場合	性能向上計画認定に係る <u>省令第3条第2項</u> の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）の写し
(略)	

第1号様式を第1号様式の5とし、別表第3の次に次の4様式を加える。

)

第1号様式（第2条の3関係）

（第一面）
軽微変更該当証明申請書

年 月 日

四日市市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称 印
代表者の氏名
設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

（本欄に記入はしないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

備考

- 1 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第1号様式の2（第2条の3関係）

軽微変更該当証明書

第 年 月 日

様

四日市市長

印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は大切に保管してください。

第1号様式の3（第2条の4関係）

取下げ届

年 月 日

四日市市長

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
届出者
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記により提出（申請）した計画書（申請書）を取り下げるので届け出ます。

記

1 提出（申請）した規定

- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第2項
- 四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第2条の3第1項

2 提出（申請）年月日
年 月 日

3 提出（申請）に係る建築物の位置

4 取下げ理由

備考 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第1号様式の4（第2条の5関係）

記載事項等変更届				
年 月 日				
四日市市長				
住所 届出者 氏名				
印				
下記に係る工事は、下記の理由により計画書（申請書）の記載事項を変更したので届け出ます。				
変 更 の 内 容	建築主等の住 所 氏名・名称	新		
		旧		
	その他の変更	新		
		旧		
適合判定通知書年月 日 番 号 又は 軽微変更該当証明書 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号	設 計 者	住 所 氏 名 電 話
主 要 用 途				
建 築 場 所				
変更理由				
受 付 欄		備 考		

備考 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

軽 微 な 変 更 届			
四日市市長		年 月 日	
届出者		住所 氏名	印
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する軽微な変更をしたので届け出ます。			
変 更 の 内 容	工事の着手予定時期又は完了予定時期の変更 (6月以内の変更)	新	
		旧	
	建築物又は住戸の名義変更	新	
		旧	
	その他の変更	新	
		旧	
認 定 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号	設 計 者 住所 氏名 電話
主 要 用 途		工 事 種 別	
建 築 場 所			
変更理由			
受 付 欄	備 考		

備考 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

(都市整備部建築指導課)